

平成 30 年 2 月 14 日

株 主 各 位

会 社 名 株式会社ネクスグループ  
 代 表 者 名 代表取締役社長 秋山 司  
 ( J A S D A Q ・ コード 6634 )  
 問 合 せ 先  
 役 職 ・ 氏 名 代表取締役副社長 石原 直樹  
 電 話 03-6759-8970

「第 34 回定時株主総会招集ご通知」の訂正について

平成 30 年 2 月 6 日付で株主の皆様にご送付致しました当社「第 34 回定時株主総会招集ご通知」及び「法令及び定款に基づくインターネット開示事項」につきまして、記載事項に訂正すべき点がありました。ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正のご報告をさせていただきます。なお、訂正後の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）に関して、独立監査法人及び監査役会から監査報告書を入手しており、その謄本を添付しております。

記

訂正の内容

訂正箇所には下線を付しております。

**連結貸借対照表**

－訂正前－

(単位:千円)

負 債 の 部	
流動負債	<u>2,830,438</u>
(省略)	
固定負債	<u>4,175,881</u>
転換社債型新株予約権付社債	<u>1,165,000</u>

－訂正後－

(単位:千円)

負 債 の 部	
流動負債	<u>3,995,438</u>
(省略)	
<u>1年内償還予定の</u>	
<u>転換社債型新株予約権付社債</u>	<u>1,165,000</u>
(省略)	
固定負債	<u>3,010,881</u>

## 貸借対照表

－訂正前－

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
(省略)		流動負債	952,987
投資その他の資産		(省略)	
投資有価証券	3,252,265	固定負債	3,169,754
関係会社株式	969,612	転換社債型新株予約権付社債	1,165,000
(後略)		(後略)	

－訂正後－

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
(省略)		流動負債	2,117,987
投資その他の資産		(省略)	
投資有価証券	886,637	1年内償還予定の 転換社債型新株予約権付社債	1,165,000
関係会社株式	3,335,241	(省略)	
(後略)		固定負債	2,004,754

## 連結注記表

4. 金融商品に関する注記（「第32回定時株主総会招集ご通知に関する法令及び定款に基づくインターネット開示事項」9頁）
- (2) 金融商品の時価等に関する事項

－訂正前－

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(4) 転換社債型新株予約権付社債	1,165,000	1,163,567	△1,433
負債計	4,690,789	4,695,113	4,323

－訂正後－

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(4) 転換社債型新株予約権付社債 <u>(1年内償還予定を含む)</u>	1,165,000	1,165,000	＝
負債計	4,690,789	4,696,546	5,756

以 上

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成30年2月14日

株式会社ネクスグループ

取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 鈴木 昌 也 ㊞

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 早 川 和 志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ネクスグループの平成28年12月1日から平成29年11月30日までの連結会計年度の訂正後の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクスグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、連結子会社である株式会社チチカカは平成29年11月30日開催の取締役会において、シンジケートローン契約を締結することを決議し、平成29年12月15日に実行した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、連結子会社である株式会社チチカカは平成30年1月10日の取締役会で仮想通貨に関する投資を開始することを決議し、平成30年1月11日より投資を開始した。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年1月29日の書面による取締役会において、持分法適用会社である株式会社ネクス・ソリューションズを株式会社カイカの完全子会社とするための株式交換を行うことを決議し、同日に株式交換契約書を締結した。
4. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年1月29日の書面による取締役会において、会社及び会社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てる決議をした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

「第34回定時株主総会招集ご通知の訂正について」に記載されているとおり、会社は、連結計算書類を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結計算書類に対して平成30年1月30日に監査報告書を提出した。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年2月14日

株式会社ネクスグループ

取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 鈴木昌也 ㊞

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 早川和志 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネクスグループの平成28年12月1日から平成29年11月30日までの第34期事業年度の訂正後の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成29年11月30日の書面による取締役会において、連結子会社である株式会社チチカカが締結するシンジケートローン契約について連帯保証することを決議し、平成29年12月15日に実行した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年1月29日の書面による取締役会において、持分法適用会社である株式会社ネクス・ソリューションズを株式会社カイカの完全子会社とするための株式交換を行うことを決議し、同日に株式交換契約書を締結した。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年1月29日の書面による取締役会において、会社及び関係会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てる決議をした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

「第34回定時株主総会招集ご通知の訂正について」に記載されているとおり、会社は、計算書類を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の計算書類に対して平成30年1月30日に監査報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年12月1日から平成29年11月30日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、第34期事業年度の連結計算書類及び計算書類は訂正いたしました。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、訂正後の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 訂正後の計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 訂正後の連結計算書類の監査結果  
会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月14日

株式会社ネクスグループ 監査役会

常勤監査役	佐々木 弘	Ⓜ
社外監査役	長渕 数久	Ⓜ
社外監査役	浦野 充敏	Ⓜ